

# 裁判員参加意向と死刑制度賛否に及ぼす知識、態度、能力認知の影響

裁判員裁判制度の認知 (2)

○上市秀雄<sup>1</sup>・楠見 孝<sup>2</sup>

(<sup>1</sup>筑波大学システム情報系・<sup>2</sup>京都大学大学院教育学研究科)

キーワード：意思決定、共分散構造分析、裁判員制度

The effects of knowledge, attitude and self-evaluation of ability on intentions in the lay judge system and capital punishment

Hideo UEICHI<sup>1</sup> and Takashi KUSUMI<sup>2</sup>

(<sup>1</sup>Faculty of Engineering, Information and Systems, University of Tsukuba, <sup>2</sup>Graduate School of Education, Kyoto University)

Key words: decision-making, structural equation modeling, lay judge system

## 目的

裁判員制度は一般市民の感覚を裁判に取り入れるために2008年に施行された制度である。しかし依然として一般市民の裁判員裁判への参加意向は低い(上市・楠見,印刷中)。また裁判員裁判での死刑判決が高裁によって破棄され無期懲役に減刑(2015年2月に最高裁判決で高裁判決が確定)されている。この判決は、一般市民に“裁判員の判断が十分反映されないのではないか”という懸念を生じさせる可能性があり、もしかすると裁判員制度に対して否定的な態度を形成させたり、裁判員参加意向を抑制させたり、裁判員になることに対して“後悔”を生じさせることになるかもしれない。加えて近年、死刑制度を存続するか否かについても議論が高まってきている。よって本研究では、裁判員制度に関する最新の知識、自己の判断能力に対する認知、裁判員制度に対する肯定的態度が、裁判員裁判に対する後悔感情、参加意向、および死刑制度に対する賛否に与える影響について検討する。

## 方法

**質問項目** 裁判員裁判に関する最新知識3項目(例:裁判員裁判判決が重すぎるとい理由で高裁で破棄されたことを知っている)、自己に対する判断能力の認知6項目(例:先入観にとらわれない、感情に影響されず冷静な判断をする)、裁判員裁判に対する肯定的態度5項目(例:裁判員制度は被害者感情なども取り入れることができる、裁判員の判断が重視されるべきである)、裁判員参加意向1項目(裁判員になることは市民として当然である)、後悔3項目(例:自分が裁判員として下した判決が、高裁や最高裁で破棄され、より軽い刑罰に変わった場合、裁判員になったことを後悔する)、死刑制度に対する賛否3項目(例:死刑制度は必要、終身刑があれば死刑制度はなくてもよい)。5段階評定。

**参加者** 調査会社モニターから、国勢調査に基づく人口比による地域・男女・年齢のサンプリングを行い、16~69歳の1,040名(男520,女520)にWeb調査を2015年2月に実施。

## 結果

**裁判員参加意向、死刑制度賛否、後悔** 性別(男・女)×年齢(40未満・以上)の4群に分類し、各下位項目について分散分析した。その結果、参加意向に関して、性別主効果(男性 $M=2.93$  > 女性 $M=2.80$ ,  $F(1, 1036)=3.985$ ,  $p=.048$ ,  $\eta^2=.004$ )が有意だった。死刑制度に関して、死刑の必要性については有意差無し(全体 $M=3.80$ )。終身刑があれば死刑廃止してもよいについては、年齢主効果(40未満 $M=2.58$  < 40以上 $M=2.75$ ,  $F(1, 1036)=4.318$ ,  $p=.038$ ,  $\eta^2=.004$ )が有意だった。後悔に関して、裁判員判決が破棄され、高裁で罪が軽くなった場合の後悔については、性別主効果(男性 $M=3.08$  < 女性 $M=3.24$ ,  $F(1, 1036)=5.259$ ,  $p=.022$ ,  $\eta^2=.005$ )、年齢主効果(40未満 $M=3.06$  < 40以上 $M=3.26$ ,  $F(1, 1036)=9.104$ ,  $p=.003$ ,  $\eta^2=.009$ )、裁判員判決が破棄され、高裁で罪が重くなった場合の後悔については性別主効果(男性 $M=2.76$  < 女性 $M=2.90$ ,

$F(1, 1036)=4.858$ ,  $p=.028$ ,  $\eta^2=.005$ )と年齢主効果(40未満 $M=2.76$  < 40以上 $M=2.88$ ,  $F(1, 1036)=3.888$ ,  $p=.049$ ,  $\eta^2=.004$ )が有意だった。ただし効果量 $\eta^2$ は非常に小さいものだった。

**多母集団同時分析** 上記の4群で比較した。その結果4群に共通して、最新知識は自己に対する判断能力認知および裁判員裁判肯定的態度に影響していた。また自己に対する判断能力認知は裁判員参加意向を規定し、裁判員裁判肯定的態度は、後悔と死刑制度賛否を規定していた。特に裁判員裁判最新知識→裁判員裁判肯定的態度→死刑制度賛否の関連性は、性別や年齢によって影響力に有意差はなかった。

## 考察

本研究の結果は、裁判員参加意向については、上市・楠見(2010;印刷中)と同じであった。また死刑制度についても、年齢性別問わず、多くの人が必要であると考えており、終身刑があったとしても死刑は必要と考えていることも示された。

最新知識は、自己の評価能力認知を介して、参加意向にポジティブに影響しており、最新知識が参加意向を抑制するという傾向はなかった。ただし、最新知識は肯定的態度を介して後悔に影響を与えており、肯定的態度が高い方が、裁判員判決を破棄された場合に裁判員になったことを後悔する傾向があることもわかった。また肯定的態度は、死刑賛否に対する規定要因の一つであることも示された。

## 引用文献

上市秀雄・楠見孝(2010).裁判員制度に対する参加意向・要望に影響を及ぼす認知・感情要因の関連性.認知心理学研究,7(2),89-101.  
上市秀雄・楠見孝(印刷中)裁判員参加意向を規定する要因および意思決定プロセスの差異:制度施行前後の比較,認知科学.

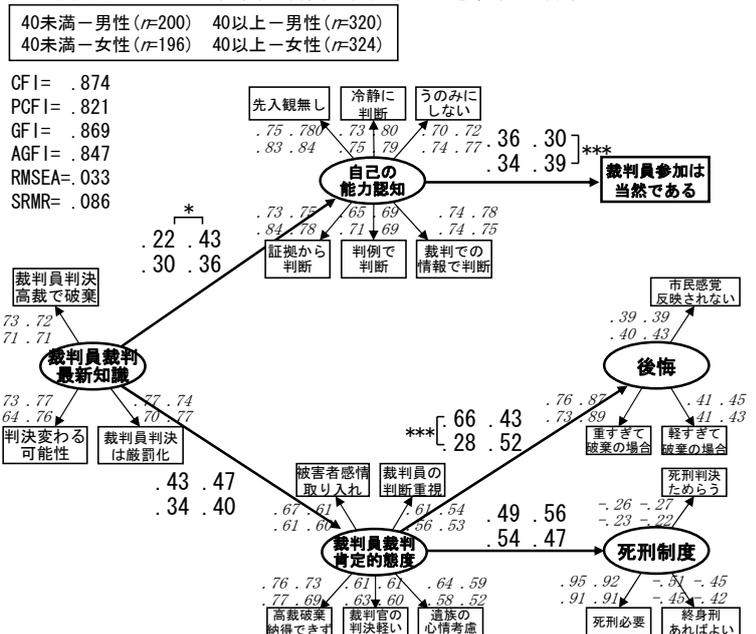


図1 参加意向、死刑制度賛否、後悔に及ぼす要因の関連性